

議案第50号	三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例の制定について
健康増進課	休日応急診療センターにおいて、新たに薬剤容器を受ける者の使用料を徴収しようとする等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【改正趣旨】	<p>休日応急診療センターにおいて、新たに薬剤容器を受ける者の使用料を徴収しようとするに当たり、また、自費で診療を受ける者の使用料を当該条例で規定する等に当たり、改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第225条（使用料） 地方自治法第227条（手数料） 地方自治法第228条第1項（分担金等に関する規制及び罰則） 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）</p> <p>【改正内容】 ① 三田市休日応急診療センター条例の一部改正【第1条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用する診療報酬の算定方法に係る厚生労働省告示の変更（第6条第1項関係） 【現行】 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号） 【改正案】 診療報酬の算定方法（<u>平成22年厚生労働省告示第69号</u>）</li> <li>・ 自費で診療を受ける者の使用料に係る条例での規定（第6条第2項関係） 【現行】 1点単価を20円以内として算定 【改正案】 <u>1点単価を次の各号に掲げる区分に応じて算定</u> <u>(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20円</u> <u>(2) 前号の規定を適用することができない場合 12円</u></li> </ul> <p>② 三田市休日応急診療センター条例の一部改正【第2条関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤容器を受ける者の使用料の規定を創設（第6条第3項関係） 【追加】 <u>3 薬剤容器を受ける者の使用料は、次の各号に掲げる額とする。</u> <u>(1) 軟膏壺 1個につき40円</u> <u>(2) 投薬瓶 1個につき20円</u></li> </ul> <p>【施行期日】 上記①については 公布の日 上記②については 平成22年10月1日</p> <p>【予算措置】 特になし</p> <p>【その他】 当該条例の一部改正に伴い、当該条例の施行規則についても所要の改正措置を講じる予定</p>